

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

◇ 使用開始の日はいつ？

Q：不動産の取得のために借り入れた資金の利子は、その資金の借入れの日からその不動産の使用開始の日までの期間に対応する部分だけが、取得費に算入されるそうですが、その使用開始の日を具体的に教えてください。

A：現実に使用開始したときとなります。

【解説】

固定資産の使用開始の日は、次により判定することになります。

(1)土地

- ①新たに建物等の敷地の用に供するために取得したものは、その建物等を建築して居住の用、事業の用等に供した日
- ②既に建物等の存するものは、その建物等を居住の用、事業の用等に供した日（ただし、その建物等がその土地の取得の前からその者の居住の用、事業の用等に供されていて、かつ、引き続きこれらの用に供されるものである場合にはその土地の取得の日）
- ③建物等の施設を要しないものは、そのものの本来の目的のための使用を開始した日（ただし、その土地がその取得の前からその者において使用されているものである場合にはその取得の日）

- (2)建物、構築物並びに機械及び装置…そのものの本来の目的のための使用を開始した日（ただし、その資産がその取得の前からその者において使用されているものである場合にはその取得の日）

- (3)書画、骨とう、美術工芸品など…その取得の日

